

2009（平成21）年10月27日

株式会社レック

代表取締役 高橋 泉 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228

URL <http://hyogo-c-net.com>

[本件に関する連絡先]

みのり法律事務所 弁護士 北 村 純 子

電話 078-366-0865 FAX 078-366-0841

## 申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動等を行うことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は貴社に対し、下記第1「申入れの趣旨」記載のとおり申し入れいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1ヶ月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

貴社のファクトレック21会員・入会契約約款（会員会則）に定められている後記9条について、理由のいかんを問わず解約することができるとの内容に修正すること、及び、解約の際に入会金の50%を控除する扱いを中止することを求めます。

### 第2 申入れの理由

- 1 貴社は、消費者に対して、冠婚葬祭サービス及び日常生活における各種サービスを提供することを業とされています。貴社のシステムは、入会金を支払って入会した者を「ファクトレック21会員」（以下「レック会員」という。）とし、レック会員に対して、一般価格よりも低額な価格で冠婚葬祭サービスを提供するとともに、入会時に入会金相当額のサービス利用金券を交付し、レック会員は、レンタル衣装や、人間ドック、ギフト用品等の各種サービスの提供を受ける場合に、代金の一部

をサービス利用金券を利用して支払うことができるというものです。そして、これらの多くの部分は、貴社と業務提携をしているサービス提供会社が行うこととされています。

2 レック会員の入会金の支払いは、30万円コースの場合、31万5000円（消費税込）を一括払いで前納することになっています。また、契約の有効期限は、契約日から10年間と定められています。

3 これに対して、貴社の、ファクトレック21会員・入会契約約款（会員会則）には、中途解約に関して、次のとおり定められています。

**第九条 入会後の会員の中途解約について以下の通りに定めます。**

1)クーリング・オフ制度により、入会契約日より8日以内の解約申請の場合は契約解除を致します。但し、会員サービスを一切受けていない場合に限る。

2)会員様が次に定める当社施行地域外へ転居された場合。

**【施行地域】**三田市、三木市、小野市、西脇市、神戸市、西宮市、宝塚市、美囊郡、加東郡、篠山市、氷上郡、川辺郡、多可郡、芦屋市、尼崎市、伊丹市、川西市、池田市、豊中市

3)会員名義人または契約者が死亡された場合

4)真にやむを得ない事情と当会が認めた場合。

前項(2)(3)(4)の場合に限り、会員様名義のサービス利用金券を金額の50%の掛け率にて計算し買戻しを行うことで、契約の解除と致します。

4 上記の規定によれば、会員が貴社のサービス提供地域外へ転居した場合、会員名義人または契約者の死亡の場合、貴社が「真にやむを得ない事情と認めた」場合にしか中途解約をすることができず、会員の中途解約権の行使を制限しています。転居・死亡以外の場合に解除ができるかどうかは、貴社の一方的な裁量に委ねられており、貴社が認めない場合には、会員は支払った入会金の全額を違約金として没収されるに等しいこととなります。

5 さらに、中途解約が認められる場合にも、たとえば、消費者が入会して31万5000円を前納し、貴社の冠婚葬祭サービスを全く受けず、かつ、サービス利用金券も使用しない間に解約をしたとしても、半額の15万7500円しか貴社から返金されない結果が生じます。

6 消費者契約法は、9条1号において、解除に伴う損害賠償の額を予定する条項について、平均的な損害の額を超える部分につき無効と定め、10条において、消費者の利益を一方的に害する条項は無効と定めています。これらの消費者契約法の規定に照らすと、貴社の契約条項は、下記の2点において消費者契約法に違反するものと言わざるを得ません。

(1) 中途解約権の制限と消費者契約法10条

貴社とレック会員の契約は請負、準委任、あるいはこれらに類する無名契約であり、理由のいかんを問わず解除することができるものです（民法641条、651条、656条）。しかし、貴社の契約条項によれば、クーリング・オフ期間経過後は、①貴社のサービス提供地域外への転居、②会員名義人または契約者の死亡、③貴社が「真にやむを得ない事情と認めた」場合にしか中途解約は認められていません。

また、貴社の会員サービス契約においては、レック会員は、契約の有効期間（10年）中に結婚や葬儀が生じるか否かが未確定な時点で入会することとなり、また、現実に結婚や葬儀が必要となる場合でも結婚相手や親族等の意向により貴社が提供するサービスを利用しない場合も考えられます。このように、貴社のサービス提供を受けるかどうかは将来の偶然的な事情に左右される性質の契約であるにもかかわらず、中途解約できる場合を著しく制限してレック会員を長期にわたる契約に拘束することは、極めて不合理であるといえます。

したがって、中途解約権を制限する貴社の規定は、民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して「消費者の権利を制限」し、かつ「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきであり、消費者契約法10条により無効と考えられます。

(2) 解除を認める場合の控除額と消費者契約法9条1号

冠婚葬祭サービスはもともとサービス提供日時を指定して契約される性質のものではありませんし、支払方法も一括前払の場合であること等からすれば、解約の場合に一括前払式の冠婚葬祭サービス事業者に通常生じる損害というのは、極めて限定的なものになるといえます。ところが、貴社の条項では、解約時に控除する金額が入会金の50%というのであって、極めて高額であるといえ、解除に伴い生じる平均的な損害の額を超える損害賠償額を定めるものとして、同法9条1号に反するものと考えられます。

7 よって、当法人は貴社に対し、「申入れの趣旨」記載のと通りの申入れをします。

以上